

## 機械警備業務仕様書

- 1 警備対象物件 宮崎県畜産試験場内の建物
  - (1) 管理棟 7 1 1 . 7 6 m<sup>2</sup>
  - (2) 研究棟 5 3 5 . 5 1 m<sup>2</sup>
  - (3) 家畜バイテク棟 1, 0 5 6 . 2 0 m<sup>2</sup> (合計 2, 3 0 3 . 4 7 m<sup>2</sup>)
  
- 2 警備関連物件 1 に付随する建物及び施設
  - (1) 作物調査棟 (火災報知システムのみ)
  - (2) 正門 (センサーライト及び屋外カメラ各 1 台設置)
  - (3) 農機具倉庫 (センサーライト及び屋外カメラ各 3 台設置)
  
- 3 所在地 宮崎県西諸県郡高原町大字広原 5 0 6 6
  
- 4 業務概要  
畜産試験場に警報装置及び付帯設備 (以下「警備システム」という。)を設置し、畜産試験場の保安警備業務を行う。
  
- 5 業務の範囲
  - (1) 火災・盗難等の不法行為を防止し、又その拡大の抑制を図ること。
  - (2) 異常事態が発生した場合においては、速やかに警備対象棟に急行し異常事態の確認を行うとともに緊急保全措置をとること。
  - (3) 緊急事項については、緊急連絡先に報告すること。
  - (4) その他警備に付随する指示事項を実施すること。
  
- 6 警備時間  
警備時間は、警備対象棟毎に受託者が設置した警報装置のセット時から、セットが解除される時点までとする。  
ただし、午後 1 1 時の時点で警報装置がセットされていない棟がある場合は、電話で確認できる場合を除き警備員を速やかに派遣し、状況を確認の上、所要の対応を行うこととする。
  
- 7 業務の具体的な内容
  - (1) 受託者は警備システム設置図面 (別添) に示された棟毎について受託者の基地局での監視を可能とするために、同図面に示された設置箇所に次に掲げる入退庁の方法に対応できる警備システムを構築する。
    - ① 退庁時 (警備開始) 各棟で最後の者が退庁する際に警備が開始される。
    - ② 入庁時 (警備解除) 各棟に最初の者が入庁する際に警備が解除される。

- (2) 受託者は、警備システムの設置にあたっては事前に警備システムの設置図面等を委託者に提出し、委託者の承認を得ること。
- (3) 委託者は、警備システムの運用に必要な電気を無償で受託者に提供する。
- (4) 受託者は、警備システムが常に円滑に運用できるよう保守しなければならない。  
また、警備システムに故障等の不具合が生じた場合には、受託者は直ちに修理を行うこととし、その費用は受託者が負担することとする。  
ただし、委託者の重大な過失等によって生じた故障については、委託者の負担とする。
- (5) 本契約期間が満了し、又は契約解除された場合は、受託者は、受託者の費用負担により警備システムを契約解除後速やかに撤去しなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議して決定するものとする。

#### 8 法令等の遵守

受託者は、本件契約の履行にあたっては、警備業法等の法令を遵守するものとする。

#### 9 守秘義務の遵守

受託者は、警備業務に伴い知り得た場内情報について守秘義務を遵守すること。

火

設備/自動火災報知機

内

動体感知器

扉

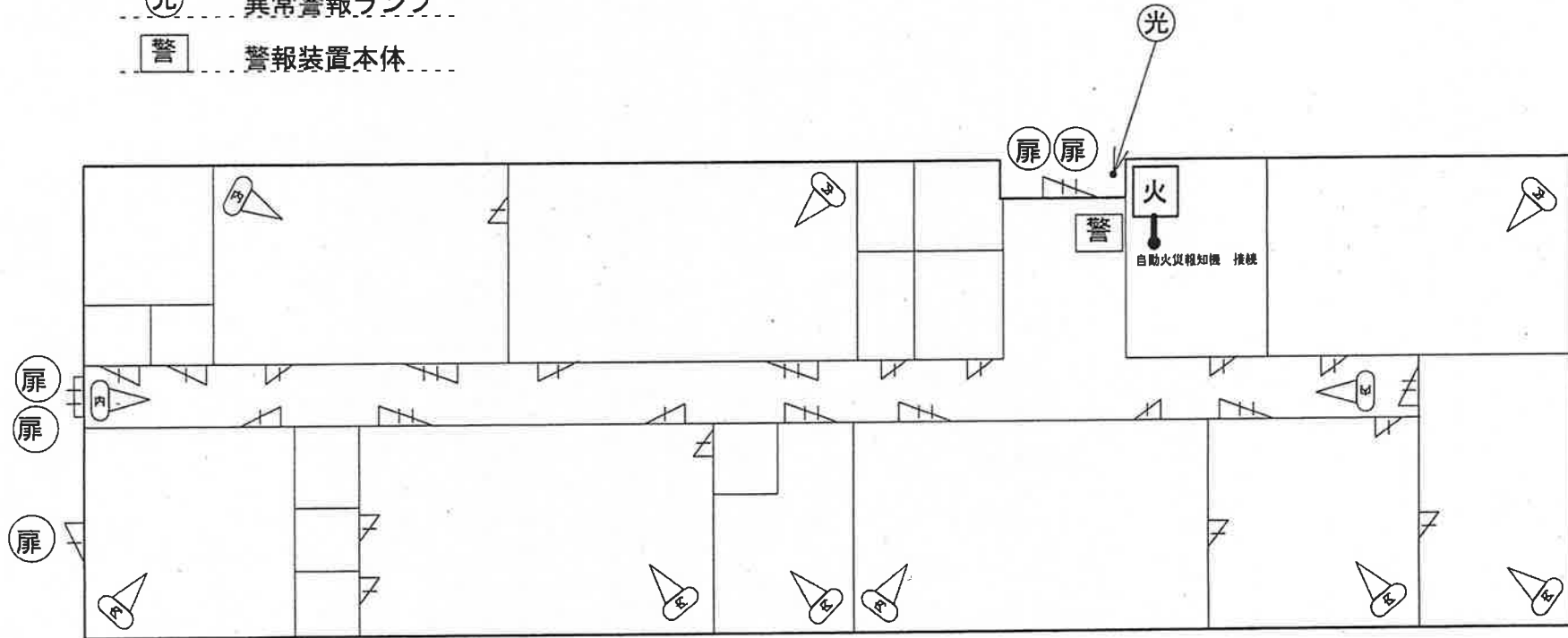
扉開放感知器

光

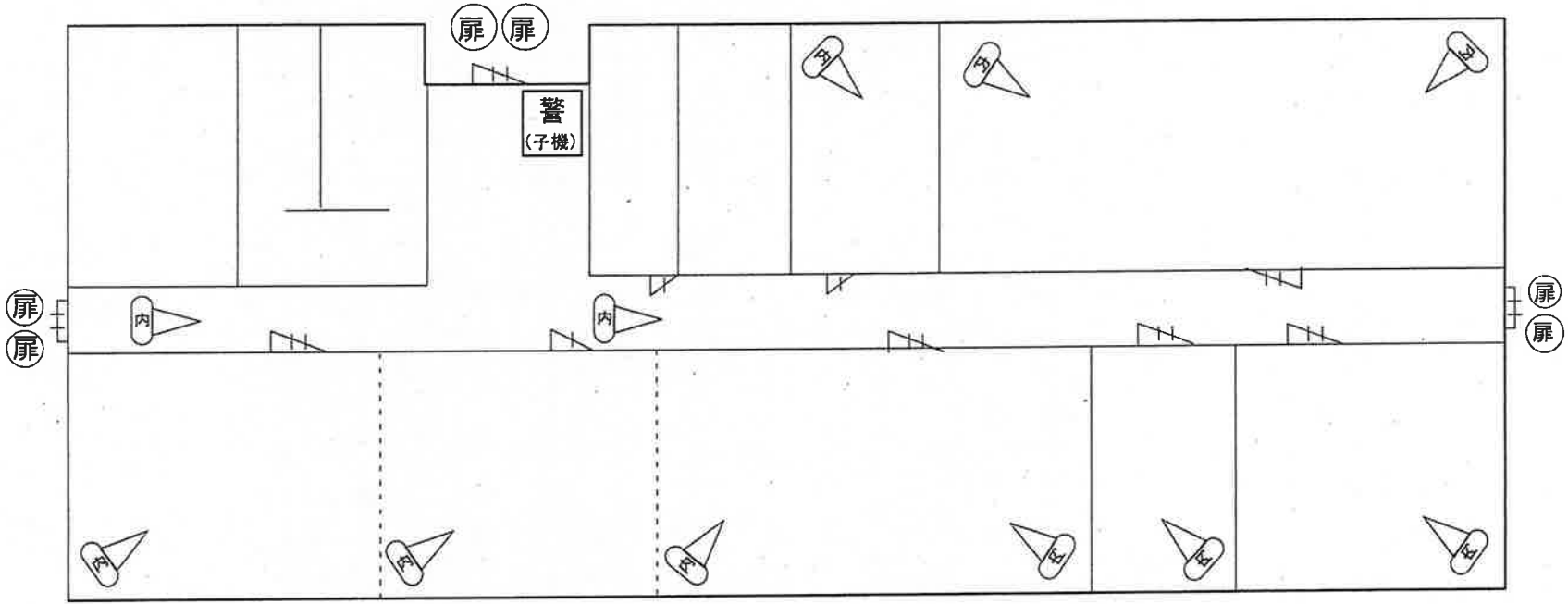
異常警報ランプ

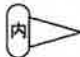


警

警報装置本体

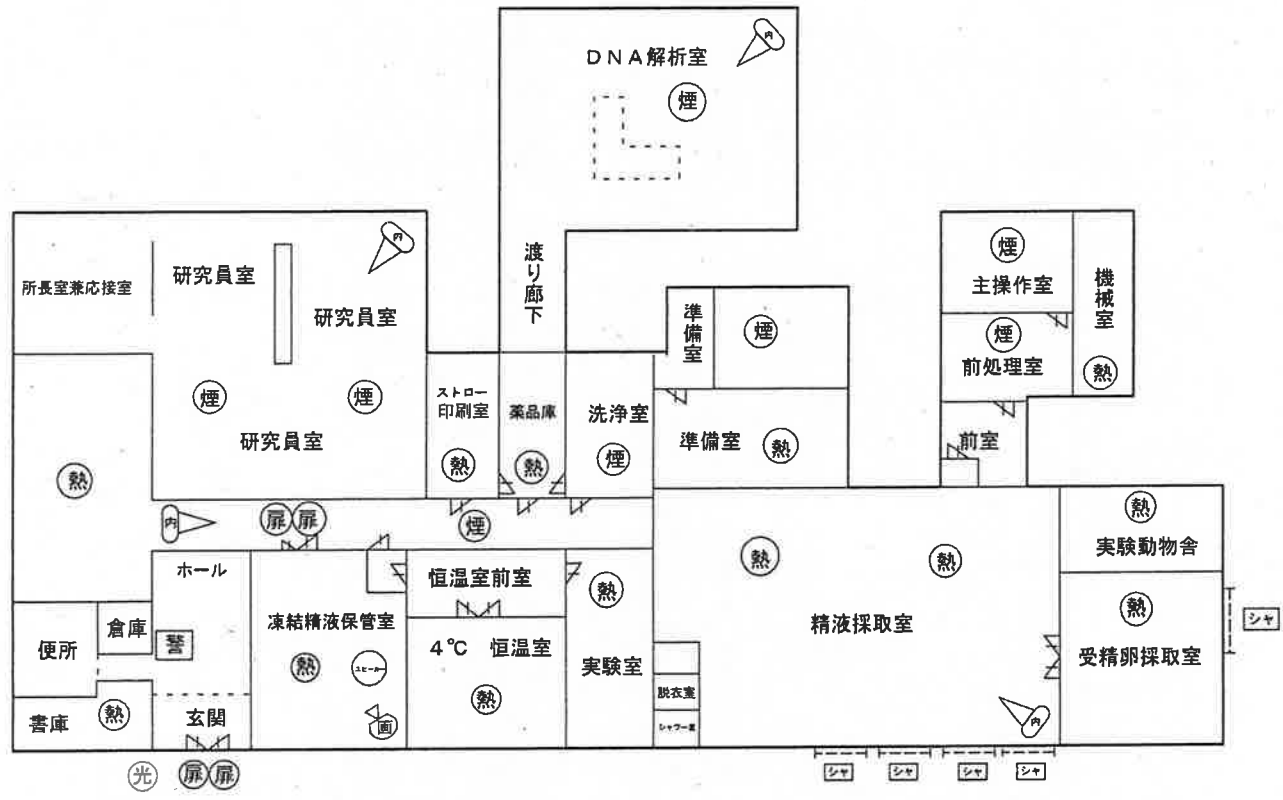


管理棟



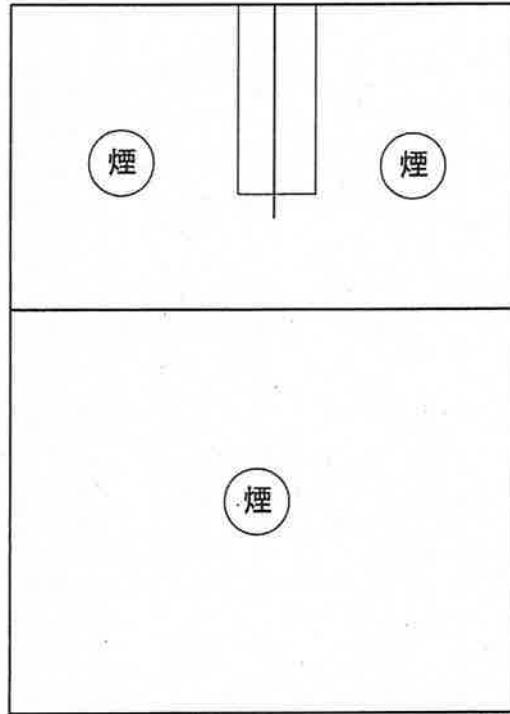
-  動体感知器
-  扉開放感知器
-  警報装置 (子機)

# 研究棟



- Ⓜ 煙 煙感知器
- Ⓜ 熱 熱感知器
- Ⓜ 動体 動体感知器
- Ⓜ 画像 画像感知器
- Ⓜ 光 異常警報ランプ
- Ⓜ 音声 音声警告用スピーカー
- シャ シャッター開放感知器
- 扉 扉開放感知器
- 警 警報装置本体

バイテク棟



煙 煙感知器

# 調査棟



# 大農具庫

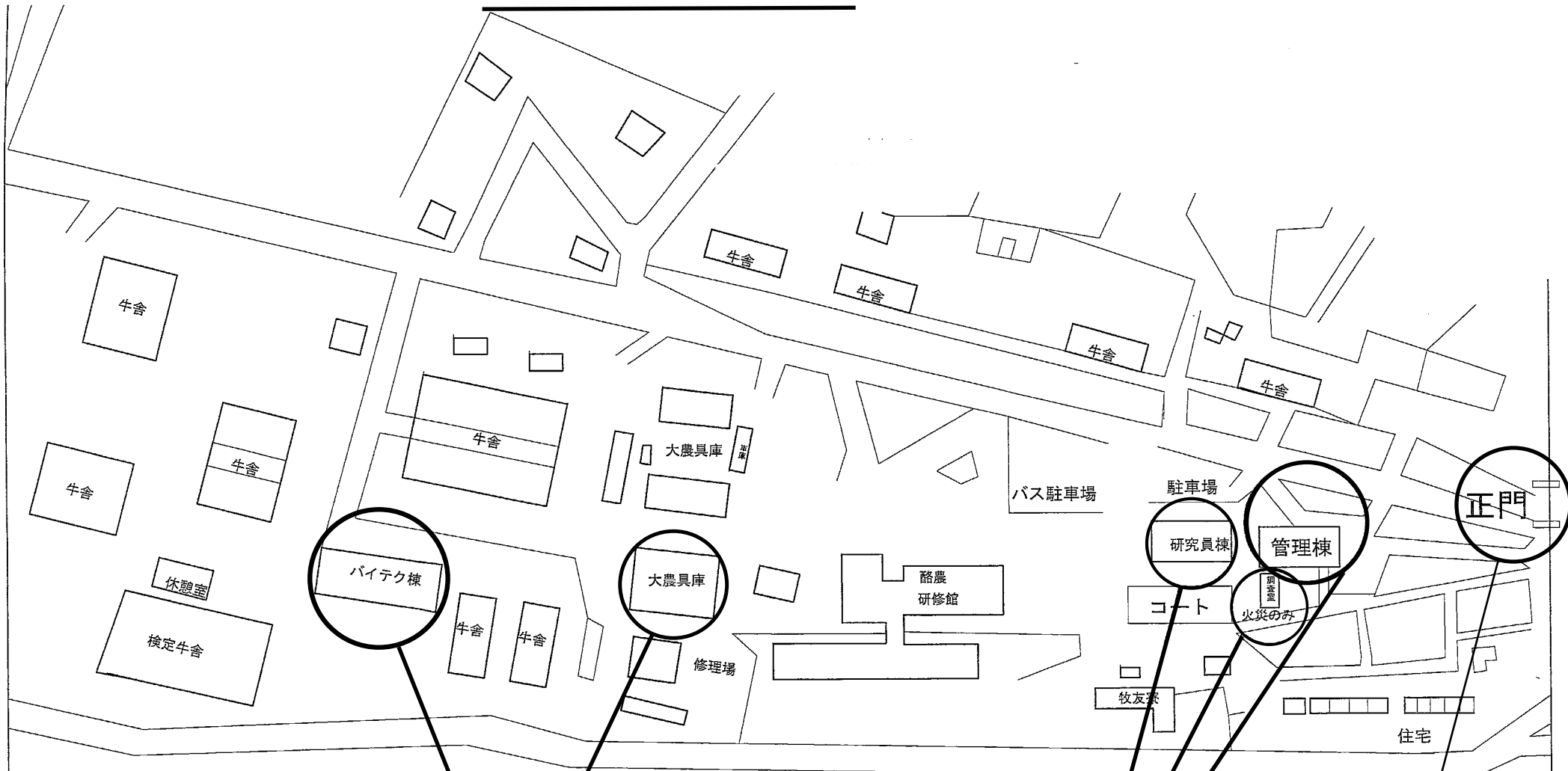


屋外カメラ



動体感知ライト

# 全体図



バイテク棟・大農具庫

管理棟・調査棟  
研究棟

正門：センサーライト、屋外カメラ

備考	方位	図名	全体図	
		図番		作成年月日